公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４７号
新潟市東区新石山１丁目12番地１　けやき922
債務者　清野奈穂子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川883番地　近江アパート２―２号
債務者　種村めぐみ
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４９号
滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師130番地
債務者　岡村　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１号
広島県庄原市東城町小奴可2659番地11
債務者　キムラ服装こと　木村　徳子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第８号
広島県安芸高田市向原町戸島1918番地７、前住所広島県広島市安佐北区口田４丁目２番11号
債務者　佐伯　千代（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第９号
広島県安芸高田市向原町戸島1918番地７
債務者　石倉　直美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１４号
広島県庄原市東城町東城288番地、前住所兵庫県神戸市須磨区飛松町３丁目５番11―301号
債務者　アクアファクトリーこと　瀧口　貴善
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第７８号
北海道小樽市銭函２丁目50番24号
債務者　佐藤　スヱ
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７９号
北海道小樽市銭函２丁目50番24号
債務者　佐藤　勝利
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８３号
盛岡市北松園３丁目12番17号
債務者　舟生　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８８３号
神奈川県平塚市桜ケ丘４番20号
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３０号
名古屋市守山区金屋１丁目19番20号　レジデンス西村101号
債務者　加藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５８号
愛知県尾張旭市旭前町広久手4898番地５　旭前ハイツＦ―201
債務者　渡邊　枝美（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８７３号
名古屋市千種区猫洞通２丁目23番地　ダイソー15号館201号
債務者　近藤　圭子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１５号
名古屋市中川区畑田町２丁目７番地　市営畑田荘６棟304号
債務者　松田　清治
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３７号
香川県高松市香西北町218番地２
債務者　山本　雄馬
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３号
宮城県本吉郡南三陸町戸倉字下道48番地
債務者　佐野　正之
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部